

中国商標法と実務のエッセンス

——中国商標制度に関する基本的理解を深める——

森 智 香 子*

抄 録 中国商標法はこれまでに2度の改正を経ており、本稿執筆時点において（2010年6月）、3度目の法改正が検討されています。本稿では改正前に知っておきたい中国商標制度に関連する基本的な枠組み、制度の概要を中心に解説します。

目 次

1. はじめに
2. 中国での商標権の効力が及ぶ範囲
3. 主たる法規及び周辺法
 - 3.1 商標に関する法規
 - 3.2 反不正競争法
4. 中国国家工商行政管理総局
5. 中国税関
6. 商標の代理（代理機構）
7. マドリッド協定議定書
8. 商標登録
 - 8.1 保護対象
 - 8.2 団体商標、証明商標
 - 8.3 基本原則
 - 8.4 出願、拒絶、異議等
9. 権利の維持及び管理
10. 無効審判
11. 権利行使
12. おわりに

1. はじめに

中国商標局公表の情報によると、2009年の出願件数は約83万件で、世界一商標出願件数が多く、日本から海外への商標出願件数も中国への出願が最多です。中国マーケットの重要性からすると、今後も出願件数は高い数字を維持することが予想されます。

本稿では、中国商標法と実務の理解に必要な基本的事項を紹介します。

2. 中国での商標権の効力が及ぶ範囲

香港やマカオは中国へ返還されましたが、特別行政区（香港特別行政区と澳門特別行政区）であり、中国本土とは異なる商標制度が採用されています。

従って、中国本土で商標登録がなされたからといって、香港やマカオで保護を受けることができるわけではなく、別途香港やマカオで手続を行う必要があります。

3. 主たる法規及び周辺法

3.1 商標に関する法規

中国の商標に関する主な法規は、「中国商標法」と「中国商標法実施条例」です。しかしながら、これら以外にも地方法規や裁判所が出す司法解釈などが多数存在し、中国商標に関連する法を網羅的に理解するのが困難という特徴があります。

なお、中国商標法はこれまでに2度の改正を

* 弁理士・平成22年度日本弁理士会商標委員会委員
Chikako MORI

経ているところ、本稿執筆時点において（2010年6月）、3度目の改正準備が本格的に進められています。

3. 2 反不正当竞争法

中国には、日本の不正競争防止法に相当する「反不正当竞争法」が存在します。反不正当竞争法には、営業秘密の保護など様々な規定があり、中には商標保護と密接に関連する規定も含まれています。

侵害訴訟において、商標権侵害と不正競争行為の両方を主張するケースも多く見受けられ、反不正当竞争法は、重要な周辺法と言えます。

4. 中国国家工商行政管理総局

中国国家工商行政管理総局には、商標との関係で特に重要な部門である商標局と商標評審委員会があります。

(1) 商標局

商標出願の審査は、商標局の審査官が行います。商標出願の審査の他、不使用取消請求に対する審査、異議申立がなされた場合の審査も商標局の審査官が行います。

(2) 商標評審委員会

商標局の審査官が登録できないと判断し、係る判断に不服がある場合には、日本でいう審判部に相当する商標評審委員会に対し、不服申立をすることができます。

上記の審判の審理の他、無効審判等も商標評審委員会の審査官が審理します（中国では商標評審委員会で審理を行う者も商標局で審査を行う者と同様、「審査官」と言います）。

5. 中国税関

輸出入に係る物品を監督・管理する所轄機関として、中国税関があります。中国税関総署が

公表している差し押さえ実績に関する情報によると、押収される知的財産侵害品の多くを商標権侵害品が占めます。

6. 商標の代理（代理機構）

中国において、特許については、代理人（専利代理人）の資格制度があります。しかし、商標については、現在対応するような資格制度が存在しません。

もっとも、商標代理人の資格制度はありませんが、国が認可した商標代理事務所（「代理機構」）があります。日本の企業や個人をはじめ、中国国外の企業や個人は、これらの商標代理事務所により手続をする必要があります。

なお、認可といっても、サービスの質を保証するようなものではないため、商標代理事務所の選択は慎重に行う必要があります。

7. マドリッド協定議定書

中国はマドリッド協定議定書に加盟しています。従って、日本の企業及び個人は、マドリッド協定議定書によるルートを利用して、中国で商標の権利化を図ることが可能です。なお、マドリッド協定議定書によるルートの場合と通常の出願の場合とでは、多区分出願の可否など相違する点がありますが、本稿では紙面の都合上、通常の出願で権利化を図る場合について解説します。

8. 商標登録

8. 1 保護対象

保護対象となり得るのは「文字、図形、アルファベット、数字、三次元標識（立体）、色彩の組合せ、及びこれらの要素の組合せ」です。音やにおい等については、現行中国商標法下では保護対象となっていない。

8. 2 団体商標、証明商標

団体商標、証明商標の登録制度があります。「証明商標」の保護制度は日本には無い制度で、商品の原産地、原料等の特徴を証明する商標を他人に使用させるために登録する制度です。

8. 3 基本原則

(1) 登録主義

商標権は、登録により発生します。存続期間は登録日から10年です。

(2) 審査主義

出願が受理されると、形式的な要件の審査と指定商品及び指定役務の記載に関する審査（通常「初歩審査」と言います）が行われます。初歩審査を通過すると、続いて登録要件について、実体審査が行われます。

(3) 先願主義

先願主義が採用されており、商標登録を希望する場合には、早期出願が望ましいと言えます。

なお、2以上の者が同日に同一又は類似の商標を同一又は類似の商品・役務について出願した場合、先に使用された商標が登録されます。

8. 4 出願、拒絶、異議等

(1) 出 願

中国における商標登録件数は膨大であり、出願前に抵触するような他人の先行商標がないか予め調査しておくことが重要です。

ところで、中国では出願の審査の滞留が一時深刻な問題となっていました。最近では1年～1年半程度で登録できるか否かの判断が示されることが多い状況です（上記は本稿執筆時点である2010年6月の情報であり、一応の目安であって、審査期間の長短は各出願によります）。

出願をする場合、商標局に①願書、②商標見本、③委任状（日本の企業又は個人が出願する場合、委任状の提出も必須です）を提出します。

願書には指定商品・指定役務を記載する必要がありますが、現行の中国商標法下では、多区分出願が認められていません。国内外からの改正の要望があり、今後の法改正で多区分制度が導入される可能性は少なからずあると思いますが、現行法下では1区分毎に出願手続を行う必要があります。

なお、指定する商品・役務の数によって追加の官庁手数料が発生する場合があるので、その点にも留意が必要です。

(2) 拒 絶

審査官は、実体審査を行い、登録要件を具備していないと判断する場合、拒絶する旨の通知を行います。

出願人は、拒絶通知を受けたとしても、審査官に直接反論をすることはできません（意見陳述の機会がありません）。

中国には、全部拒絶と一部拒絶の2種類の拒絶理由があります。「全部拒絶」とは、指定商品・指定役務の全てとの関係で拒絶理由を有することを指します。他方、「一部拒絶」（「部分拒絶」と呼ばれることもあります）とは、一部の指定商品・指定役務についてのみ、拒絶理由を有することを指します。一部拒絶が発行された場合には、全部拒絶の場合同様、次に紹介する拒絶不服審判を請求することもできますが、拒絶通知に対して応答せず、登録要件を具備している指定商品・指定役務のみについて登録を受けることもできます。なお、中国の現行法には分割出願制度はなく、分割出願で対応することはできません。

(3) 拒絶不服審判

拒絶通知に不服がある場合には審判請求を行

い、審判において反論等を行うことができます(審判の判断に不服がある場合、裁判所に訴えを提起することが可能です)。審判請求を行う場合、審判請求期限が通知受領日から15日と非常に短い点に留意が必要です。

通知されることが多い拒絶理由の一つとしては、「他人の先行登録商標と同一又は類似で、指定商品・指定役務が先行商標の商品・役務と同一又は類似であるから登録できない」という理由があります。

上記の拒絶理由に対する主な対応方法としては、次のような方法があります。

1) 審判における非類似の主張

商標の非類似性、商品・役務の非類似性を主張するという方法があります。

2) 同意書の提出(コンセント)

先行商標権者から並存登録を認める旨の同意書を取得し、審判請求時または審理継続中に商標評審委員会に提出する方法があります。なお、提出すれば必ず登録が認められるということではなく、認めるか否かは商標評審委員会の審査官の判断によります。

3) 先行商標に対する不使用取消請求あるいは無効審判請求を行う

不使用取消請求あるいは無効審判請求を行い、先行商標の権利の全部又は一部を消滅させるという方法があります。なお、先に拒絶不服審判が結審してしまうケースもあり、不使用取消請求等を行うタイミングによっては、有効な手段となり得ない場合があります。

4) 先行する商標権を譲渡若しくは放棄をしてもらう

先行する商標権を譲渡若しくは放棄をしてもらった上、拒絶理由が解消した旨を記載した書面を、審判請求時または審理継続中に商標評審委員会に提出する方法があります。なお、譲渡や放棄は商標局に申請し、登録する必要があります。

(4) 異議申立

登録要件を具備していると商標局の審査官が判断した場合には出願の内容が公告されます。この際の公告を「予備的公告」と言います。

中国では、いわゆる権利付与前異議申立制度が採用されており、予備的公告から3ヶ月間、何人も異議申立をすることが可能です。異議申立理由があるか否かの審査は、商標局の審査官が行います。商標局の審査官の判断に不服がある場合には、商標評審委員会に不服申立が可能です。不服申立は、商標権者だけでなく、異議申立人を行うことも可能です。

(5) 登録

予備的査定がなされた商標について、公告から3ヶ月間、異議申立がないときは、登録されます。

また、異議申立がなされ、不成立が確定した場合にも登録されます。

登録に際して、中国商標局への登録料の納付は必要ありません。登録されると登録証が発行され、登録された内容が公告されます。なお、中国では登録証は「権利証明書」の役割を果たすものであり、大切に保管する必要があります。

9. 権利の維持及び管理

(1) 登録済みの表示

商標権者は、「注册商标」(中国語で「登録商標」を意味する語です)若しくは登録済みの表示を明記する権利を有します。登録済みの表示には、®及び®が含まれます。

(2) 更新

存続期間は、登録日から10年で、更新により権利を維持することが可能です。更新をする場合、存続期間満了前6ヶ月以内に更新の申請をする必要があります。上記期間内に申請するこ

とができないときは、6ヶ月の期間内に更新申請をすることが認められます。ただし、追加の官庁手数料を商標局に払わなければいけません。

(3) 不使用商標の取り扱い

継続して登録商標を3年間中国国内において使用していない場合、何人も登録取消の請求をすることができます。不使用取消請求は、商標局に対して行います。商標局の審査官の判断に不服がある場合、商標評審委員会に不服申立が可能です。不服申立は、商標権者だけでなく、請求人が行うことも可能です。

なお、中国商標法上、無断で商標権者が登録商標を変更使用した場合、中国国家工商行政管理総局が是正又は取り消しを命じる旨、規定されており、変更使用については注意が必要です。

(4) 譲渡（移転）

通常、商標権を他人に譲渡することは可能です。ただし、中国では類似関係にある商標権の分離移転は認められていないため、これらの商標権は、まとめて一括で譲渡をする必要があります。

(5) 使用許諾

使用許諾を行う場合、契約締結から3ヶ月以内に、許諾者（商標権者）の監督義務などを記載した所定の書類を提出する必要があります。

なお、表1で示すとおり、中国では、使用許諾は、3つの種類に分けられます（2002年10月12日付公布「商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」）。

10. 無効審判

商標登録の無効を求める無効審判の制度があります。無効審判請求は、商標評審委員会に対

表1 商標使用許諾の種類と概要

	商標権者による使用と許諾	許諾を受けた者による訴え（商標権侵害）
独占的使用許諾	商標権者は約定に従い、登録商標を使用することができない。商標権者が第三者に許諾することは不可。	人民法院への単独で訴訟提起が可能。
排他的使用許諾	商標権者は約定に従い、登録商標を使用することができる。商標権者が第三者に許諾することは不可。	商標権者と共同で訴訟提起が可能。商標権者が訴訟を提起しない場合、自ら訴訟提起が可能。
通常使用許諾	商標権者は、登録商標を使用することができる。商標権者は、第三者に使用許諾をすることが可能。	商標権者からの明確な授權を得た場合に限り、訴訟提起が可能。

して行います。無効理由によって、請求主体に関する要件や請求期限が異なります。原則、書面審理が採用されていますが、例外的に口頭審理が行われる場合があります。

11. 権利行使

(1) 商標権侵害

中国商標法は、次の1)～5)の行為は、商標権侵害である旨規定しています（なお、商品についてのみ記載していますが、役務についても同様です）。

1) 商標権者の許諾を受けずに、同一商品又は類似商品にその登録商標と同一又は類似の商標を使用する場合

2) 虚偽の登録商標を付したことがわかっていて商品販売する場合

3) 他人の登録商標の表示を偽造若しくは許可なしで製造し、又は偽造若しくは許可なしで

製造した登録商標の表示を販売する場合

4) 商標権者の同意を得ずに、その登録商標を変更し、かつ、当該変更商標を使用する商品を市場に投入する場合

5) 他人が有する商標権にその他の損害を与えている場合

また、関連の司法解釈で、5)の「その他の損害を与えている場合」とは、次のような場合を指すことが定められています。

① 他人の登録商標と同一若しくは類似する文字を企業名称とし、関係公衆に誤認を生じさせる可能性がある

② 他人の著名商標若しくはその主要な部分を複製、模倣、翻訳し、同一・類似でない商品に商標として使用し、公衆を誤認させ、当該著名商標登録人の利益に損害を与える可能性がある

③ 他人の登録商標と同一若しくは類似する文字をドメインとして登録し、当該ドメインを通じて関係商品の電子商取引を行い、関係公衆に誤認を生じさせる可能性がある

(2) 商標権侵害に対する救済

侵害行為に対しては、各級（省、自治区、直轄市人民政府）の工商行政管理部门に対し、商標権侵害品の取り締まりを求めることができます（損害賠償請求を求めることはできません）。行政による解決を図ることから「行政ルート」

と呼ばれることがあります。

また、裁判所に対し、訴訟を提起し、差止請求や損害賠償請求等を行うこともできます。司法による解決を図ることから「司法ルート」と呼ばれることがあります。

いずれか一方のルートを選択するのが一般的ですが、両者の利点を活かして、組み合わせた手段が取られることも実務上あります。それぞれのルートに長所・短所があるので、経験のある中国の専門家と十分な相談をし、事案に応じた対応を検討することが重要です。

12. おわりに

本稿の前半では、中国商標制度を取り巻く基本的枠組みを紹介しました。中国と日本の商標実務の相違は、根本的な相違に起因することが多く、基本的な事項に対する理解が重要であると考えます。そして、本稿の後半では、具体的な制度や手続について、権利化後の事項に重点をおいて解説しました。紙面の都合上、著名商標認定等、重要な制度であっても紹介できないものもありますが、本稿が中国商標制度を知りたい方の少しでも役に立てれば幸いです。

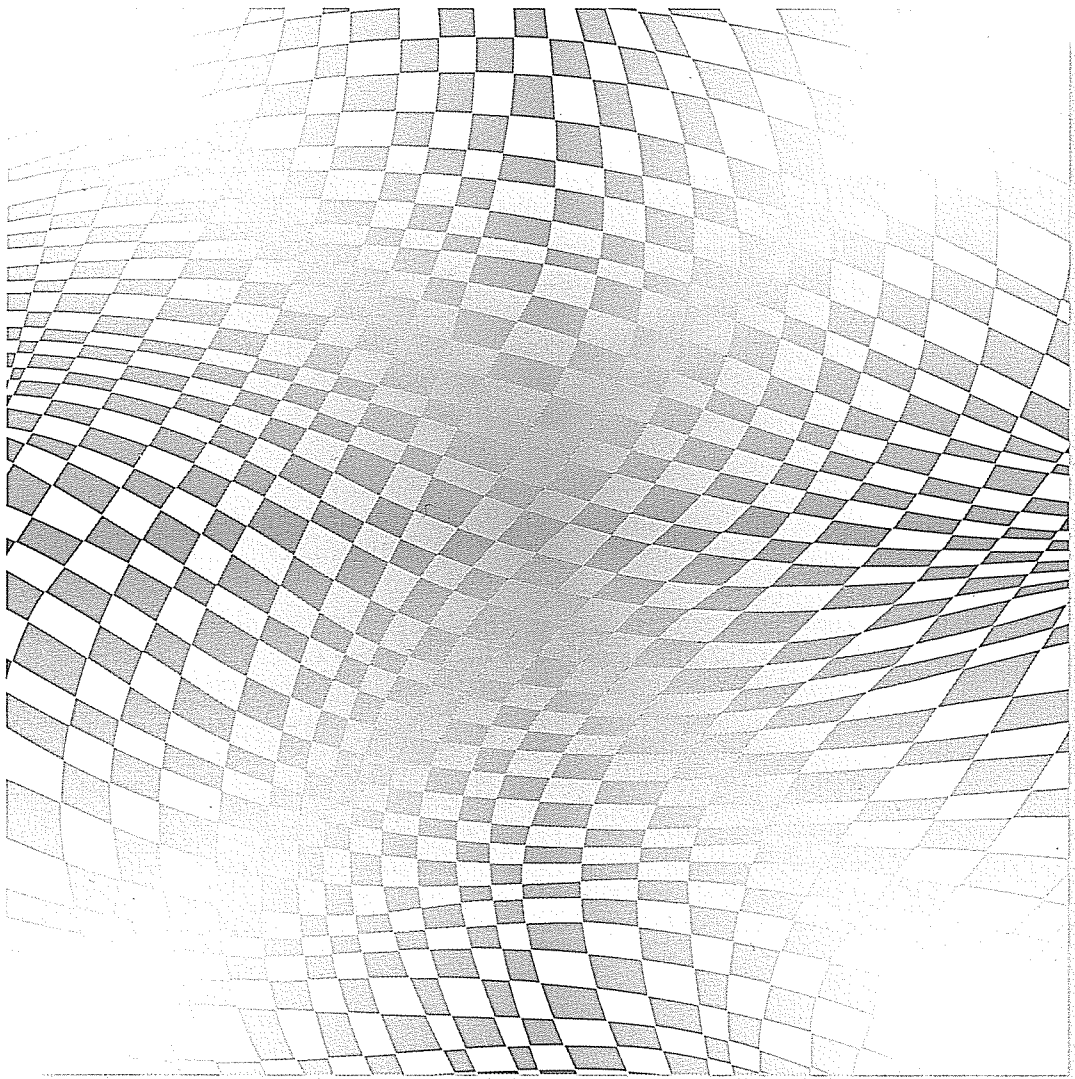
参考文献

- ・魏啓学 他、中国商標実務基礎、発明協会（2008）
- ・張輝 他、中国知的財産権ハンドブック Q&Aで知る100のポイント、東京布井出版（1999）

（原稿受領日 2010年5月6日）

知財管理 ²⁰¹⁰ 8

INTELLECTUAL PROPERTY MANAGEMENT



日本知的財産協会

VOL.60 NO.8 (NO. 716) ISSN 1340-847X